北京科学技術文化政策及び
企業の創業革新発展に関する支援

一 国家科学技術革新措置

二 北京市科学技術革新改革・革新措置

三 北京革新創業発展の状況

四 北京科学技術企業革新の発展に関する政策

五 版権保護とサービス環境

六 著作権登録マニュアル

七 商標登録

八 中外協力出版経営の注意事項

一、国家科学技術革新措置

一、国家科学技術革新措置

•1、基本方針

- 『十三五』（第13次五カ年計画）
- 『科学技術体制改革深化実施プラン』

2、成果転化

- 『科学技術成果転化促進法』若干規定
- 『 国家科学技術成果転化導入ファンド国家科学技術成果移転ガイドファンドにより設立される
- ベンチャー投資サブファンド管理暫定施行弁法』
- 『科学技術 サービス業発展を加速することに関する. 若干意見』
- 『新しい状況下で知的財産権による強国建設に関する国務院の若干意見』

3、革新創業

- 『「大衆創業・万衆革新」にかかる若干の政策・措置の強力な推進に関する国務院の意見』
- 衆創空間発展の加速、実体経済モデル転換・バージョンアップに関する国務院事務室の指導意見
- 「大衆創業・万衆革新」サポートプラットフォーム構築の加速に関する国務院の指導意見

一、国家科学技術革新措置

4、科学技術計画

- 『国務院の中央財政に支援される科学研究プロジェクトと資金に対する管理改善・強化に関する若干の意見』
- 『中央財政科学技術計画（特定プログラム、基金等ファンディングシステム）に対する管理の改革を深化させるためのプラン』財政資金の統合的な使用方案を推進する国務院の通達通知

5、産業発展

- 『「インターネット＋」活動の積極的な推進に関する国務院の指導意見』
- 国務院による『ビッグデータの発展促進に関する行動計画要綱』に関する通知
- 国務院による『クラウド革新発展の促進、情報産業新業態の育成』に関する意見
- 『「中国中関村」の革新指導行程』に関する通知
- 『中小企業発展専用資金管理暫定施行弁法』に関する通知

6、財税金融

- 小型薄利企業所得税優遇政策に関する通知
- ハイテク企業の社員教育経費の損金算入政策に関する通知
- 国家自主革新模範区における租税試行政策を全国で適用することに関する通知
- 財政部　国家税務総局　科学技術部の研究開発費用税引前追加控除政策の改善に関する通知

7、基本制度

- 「五証合一」（五つの証明書を一つにまとめる）登録制度改革の加速に関する国務院事務室の意見
- 科学技術資源
- 全国イノベーション調査制度

二、北京市科学技術革新改革・革新措置

二、北京市科学技術革新改革・革新措置

➢首都定位：全国科学技術革新センター

全国政治センター、文化センター、国際交流センター、科学技術革新センター

二、北京市科学技術革新改革・革新措置

全国科学技術革新センター建設を加速する：

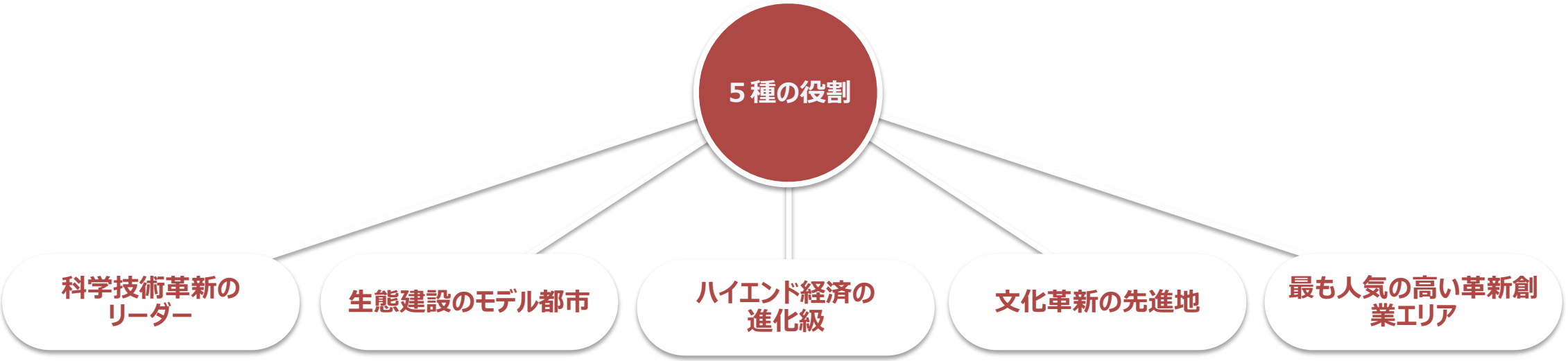

二、北京市科学技術革新改革・革新措置

産業発展のハイエンド化、サービス化、集中化、融合化、エコ化を緊密にまとめ、主に技術革新により産業のモデル転換・バージョンアップと発展を主動する。『高精尖』（ハイレベル・精密・尖端な技術）経済構造を構築する

01 次世代モバイル通信技術の突破と産業発展

02 デジタル化製造技術の革新及び産業育成

03 生物医薬産業の飛躍的な発展

04 軌道交通産業の発展

05 未来に向けたエネルギー技術の革新かつ波及効果

06 先進かつ優良な材料の革新発展

07 現代サービス業の革新発展

三、北京革新創業発展の状況

三、北京革新創業発展の状況

01 北京創業サービス機関発展への道のり

02 「衆創空間」は時代の新たなニーズ

03 北京市衆創空間の発展状況

三、北京革新創業の発展状況

変化ー1.0から3.0への道のり

1.0時代
1989-2003

企業自立化支援の出現
誕生、理解、模索段階

2.0時代
2004-2012

大発展期
市場化、民営化、専門化

3.0時代
2012-現在

「大衆創業・万衆創新（大衆による起業・万人によるイノベーション）」段階

三、北京革新創業の発展状況

革新創業体系システム

衆創空間

ベンチャー企業。チームや個人創業、スタートアップ企業

自立支援

綜合創業サポートシステム。スタートアップ企業と成長期企業にサービスを提供

工業団地

企業革新資源コロニー。成熟期企業及び中核企業にサービスを提供

三、北京革新創業の発展状況

首都創業自立化支援－創業者が夢の実現のため選ぶ最も人気の高い場所

90余りの大学
300近くの科学研究機構
312,627社の科学技術企業
10,000社強のハイテク企業
2016年技術契約出来高11,407億元
760箇所の重点実験室（工程センター）

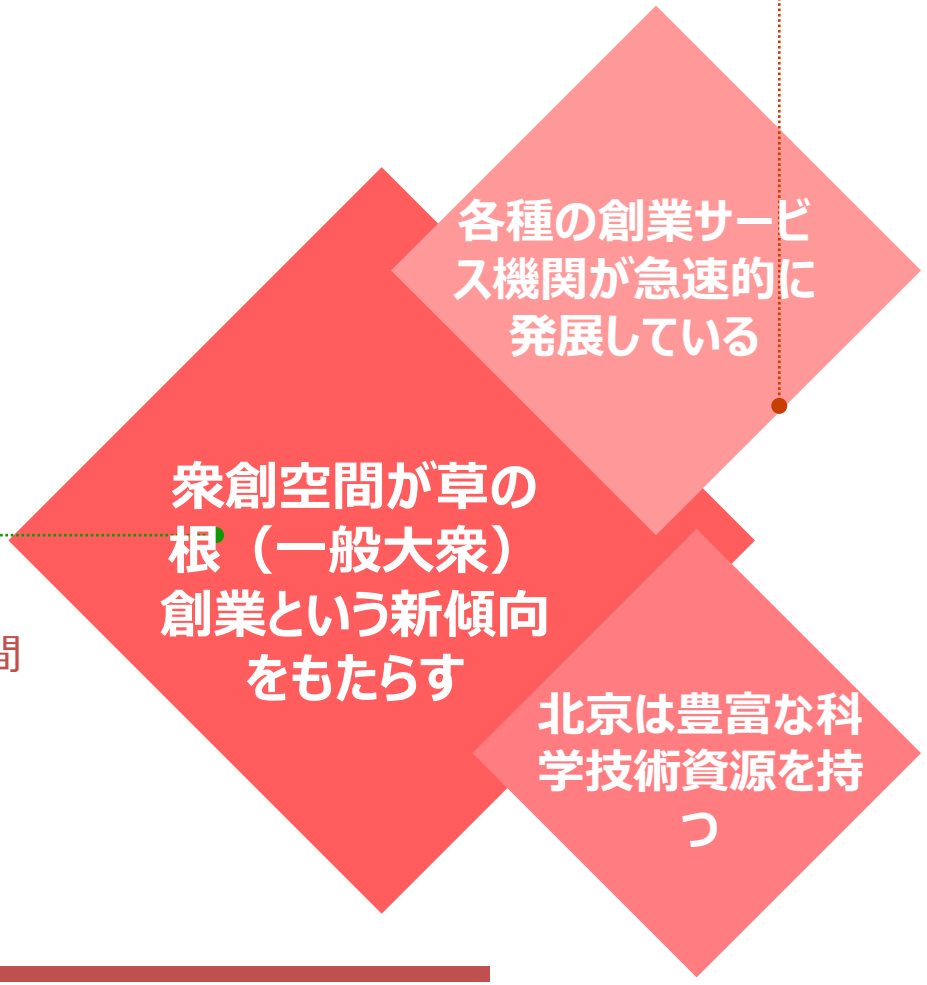

北京市衆創空間213余りの衆創空間

三、北京革新創業の発展状況

01 北京創業サービス機関発展への道のり

02 「衆創空間」は時代の新たなニーズ

03 北京市衆創空間の発展状況

三、北京革新創業の発展状況

2017年、全国住民の1人当たりの所得25974元。前年比成長率9.0%。価格要素を除いた実質成長率7.3%。

その中で、都市部住民の1人当たりの所得36396元。成長率8.3%（以下説明ない限り、全部前年同期比成長率を指す）。価格要素を除いた実質成長率6.5%。

農村部住民の一人あたりの所得13432元。成長率が8.6%。価格要素を除いた実質成長率7.3%。

市場消費能力は既に形成され、大衆創業の強い駆動力となっている

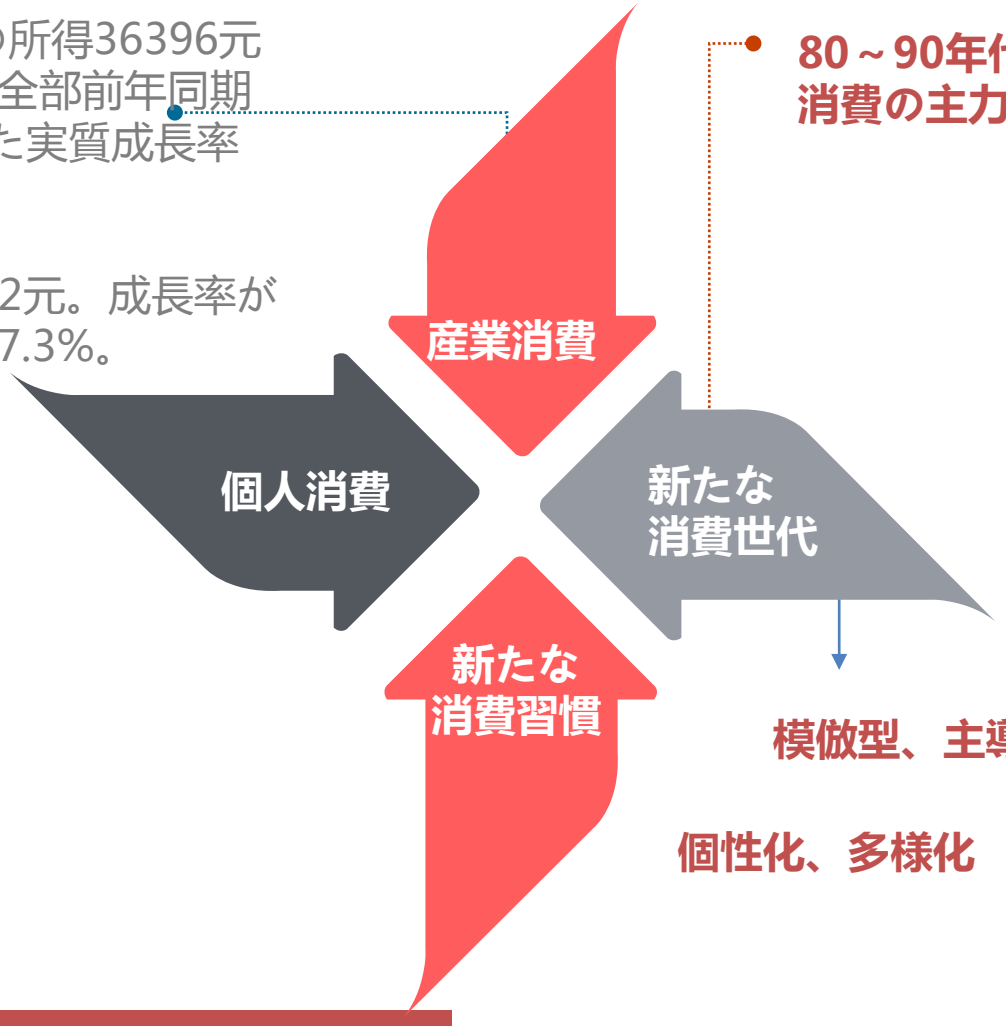

80～90年代生まれの世代が消費の主力になる

模倣型、主導型

個性化、多様化

三、北京革新創業の発展状況

衆創空間の五つの特徴－若年齢化

2015年フォーブスの中国30歳以下創業者ランキングにて、北京が30位中13人を占める

36氪 劉成城

80～90年代生まれの創業者

高校生創業者

草の根（一般大衆）創業、学生創業、創客（革新的起業家）、オタク

三、北京革新創業の発展状況

衆創空間の五つの特徴-若年齢化

消費の若年齢化：個性化、迅速を追求する

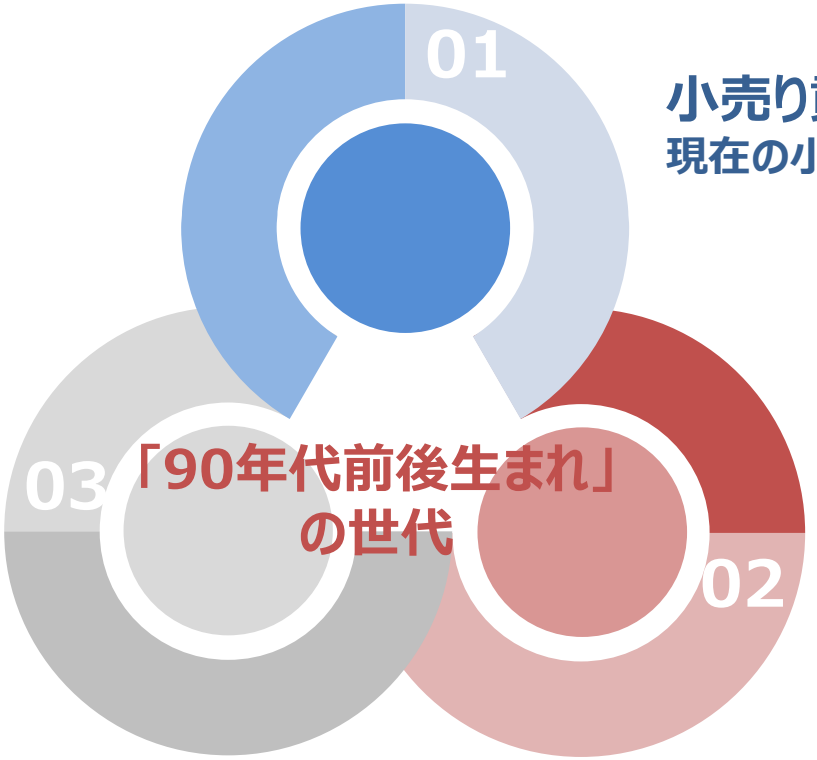

小売り貢献率
現在の小売貢献率15%

タオバオ使用率
タオバオの使用率69.7%
購買比率42.2%
他の世代を遥かに超える

ネットユーザーの比率20～39歳のネットユーザーの割合55.1%
全体ネットユーザー中で、割合が最大

三、北京革新創業の発展状況

衆創空間の五つの特徴-ネット化

ネット・モバイルネットワーク技術の成熟が
新ブームをサポートする

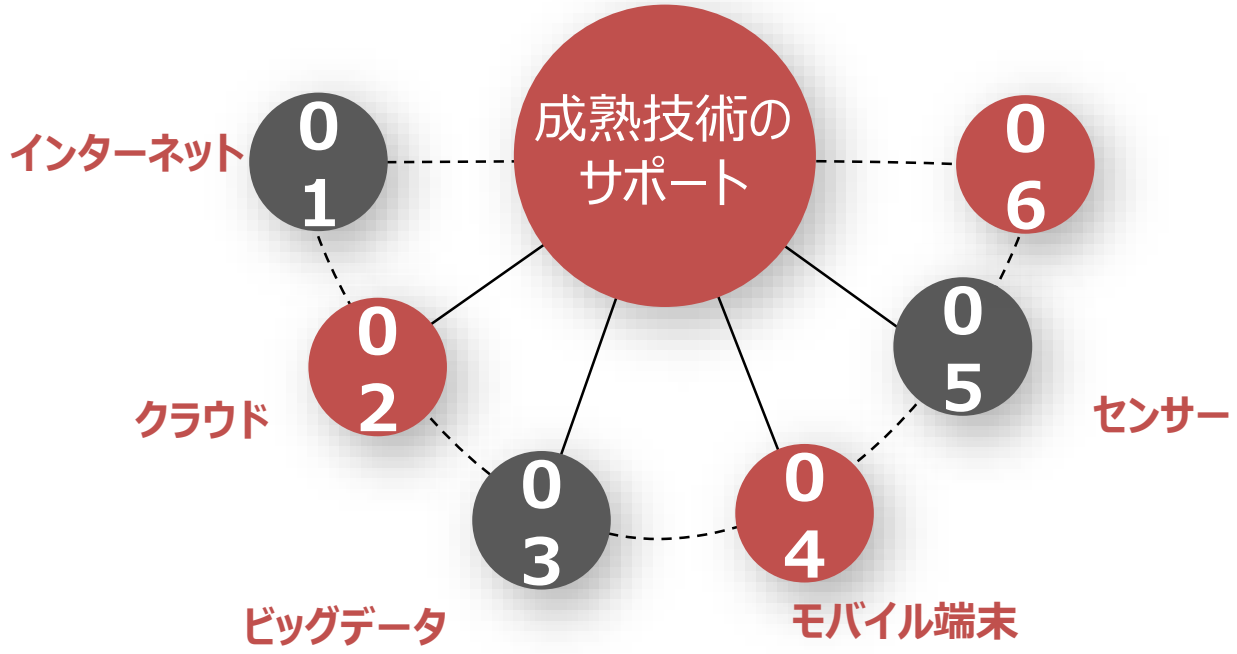

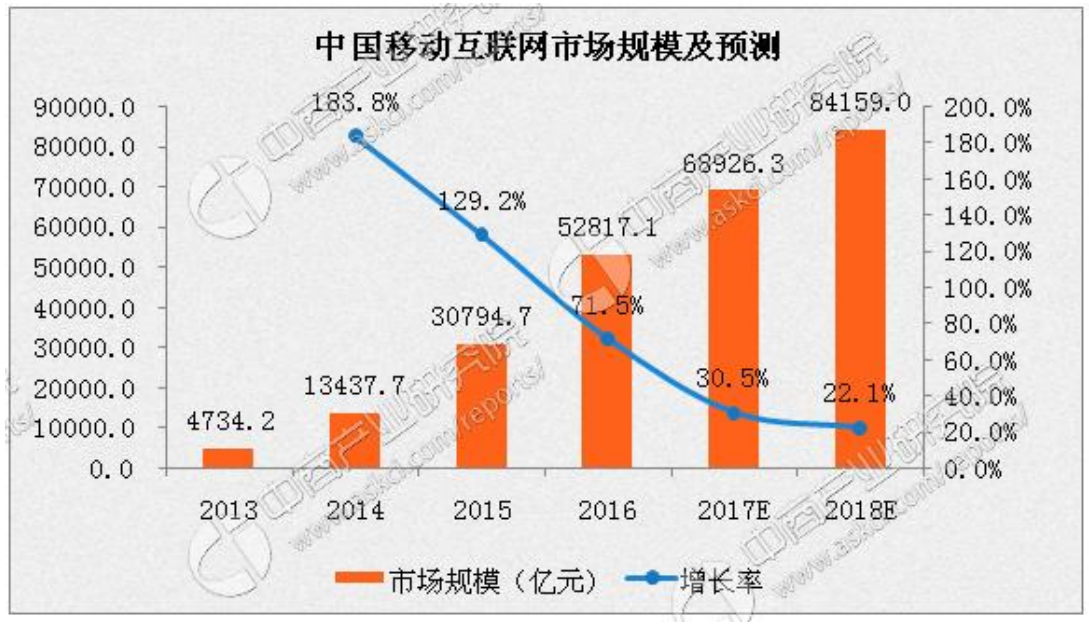

中商産業研究院『2017年中国インターネット市場研究報告』のデータによると、2016年中国モバイルネットワーク市場規模は52817.1億元で、成長率71.5%。2015年と比べ、成長率は多少下がったが、市場規模は尚増加傾向にあることが分かる。2017年中国モバイルネットワーク市場規模は6万億元を突破し、68926.3億元に達する見込み。成長率は再び鈍化し、30.5%まで下がると見込まれる。

三、北京革新創業の発展状況

衆創区間五つの特徴-協力化

創業生態チェーンが徐々に形成され、先進後進資源が共同で使用される

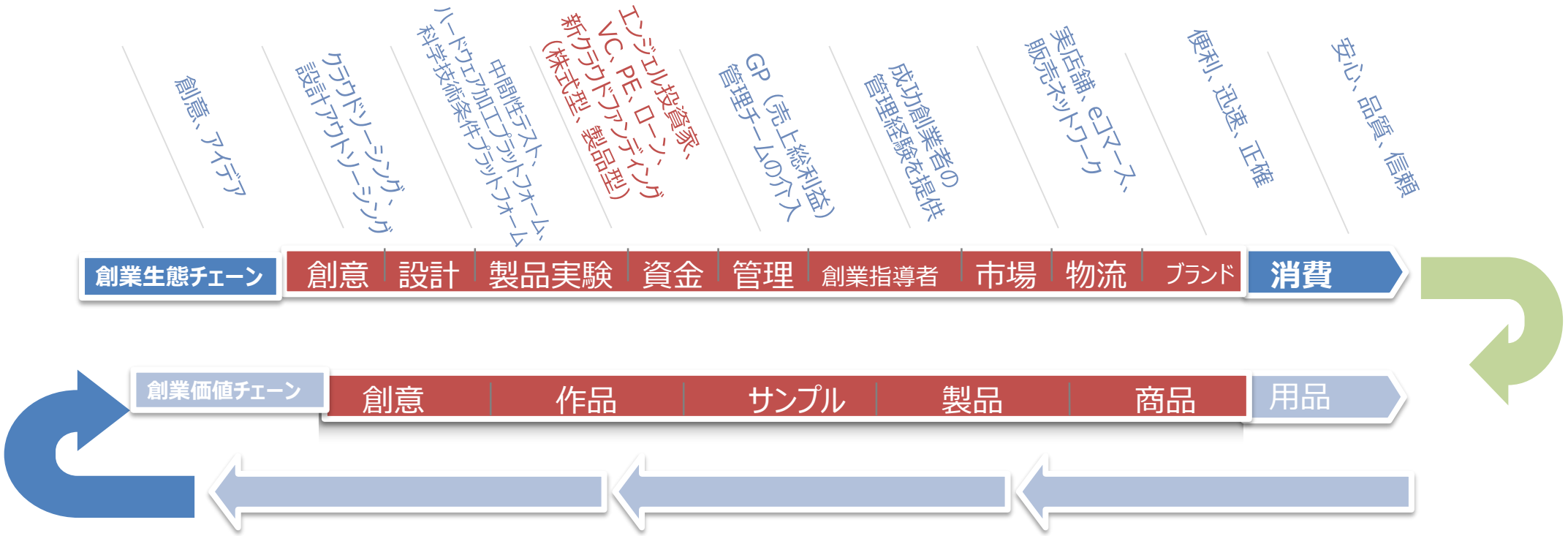

Suning.com 苏宁易购 | 京东金融 JD Finance | Haier | mi

依文 EVE GROUP

UR WORK 优客工场 | 创投圈 | INNO GALA

三、北京革新創業の発展状況

衆創空間五つの特徴-国際化

革新資源は世界にまで流れ、グローバル革新創業生態となっている

創業国際化

市場国際化

文化国際化

投資国際化

三、北京革新創業の発展状況

01 北京創業サービス機関発展への道のり

02 「衆創空間」は時代の新たなニーズ

03 北京市衆創空間の発展状況

三、北京革新創業の発展状況

北京市衆創空間の全体的な状況

- **北京市革新創業活動は空前の活躍を見せている**
- **革新創業体系システムの改善が続く**
- 北京市にて総数**213社**の企業が「北京市衆創空間」と称される

北京で、科学技術革新のガイドと草の根創業の共同発展、社会の力の推進と政府政策・サービスの結び付け、北京「創業と革新」発展と北京・天津・河北ひいては全国の緊密インタラクティブという発展方式が既に形成する。

三、北京革新創業の発展状況

北京市衆創空間発展の特徴

- ストック活用を主な方式とし、社会の力が衆創空間発展の主な動力である
- 科学技術革新で草の根創業をガイドし、ハイエンド人材が「創業と革新」活動の核心となる
- 智力を中心とし、大量の社会資本が「創業と革新」活動へ活発に加わる
- 革新創業の要求をもって牽引し、市場が「創業と革新」体系システム構築の重要な力になる

三、北京革新創業の発展状況

科学技術革新で草の根創業をガイドし、ハイエンド人材が「創業と革新」活動の核心である

留学帰国者

企業管理職

科学技術者

創業者

- 留学帰国者、企業管理職、科学技術者など科学技術研究、開発、企業管理経験があるハイエンド人材
- より多い人が革新創業活動に参加するのを促進し、科学技術新ガイドと草の根創業共同発展の局面を成形した

四、北京科学技術企業革新の発展に関する政策

四、北京科学技術企業革新の発展に関する政策

いっそう融合した開放革新の局面形成を促進する

主な措置

01

国家科学技術計画を徐々に開放する

02

より積極的な産業政策を実施し、グローバルな革新企業を集める

03

企業の国際化革新ネットの建設を奨励し、企業の国際革新の利用能力を向上させる

04

海外革新投資管理制度を改善し、革新要素が海外内まで流れるのを奨励する

4つの措置が15つ具体な政策措置を含む

四、北京科学技術企業革新の発展に関する政策

革新を奨励する良い体系を造る

主な措置

01

厳格な**知的財産権保護制度**を実施する

02

革新を奨励する**市場環境**を造る

03

アクティブな市場、革新促進の産業技術政策を完備する

04

革新に役立つ**要素**を促進する

05

革新文化を育み、革新創業を支える社会の流れを形成する

これら5項目の措置には20項目の具体な政策措置が含まれる

四、北京科学技術企業革新の発展に関する政策

143項の政策措置は以下のように要約される

01

科学技術と経済の緊密な結びつきを促進する

企業技術革新の主体地位の確立が核心で、**体制改善、政策実施、補填、公平促進**が重点である

02

科学技術成果転化のルートを疎通する

科学技術成果転化を阻む障害の排除が核心で、**利益メカニズムの調和、サービスシステムの完備**が重点である

03

人材発展体制メカニズムを改善する

人材の積極性革新性を刺激することが核心で、**人材に対する奨励強化及び自由を与えること**が重点である

04

全方位的に協力革新を推進する

革新システム全体効果の向上が核心で、**産学研連携、地域革新協力の全面的な推進、開放革新の拡大**などが重点である

05

政府革新管理システムとマクロ環境を改善する

核心は統合・協和した革新管理メカニズムの構築である

四、北京科学技術企業革新の発展に関する政策

「1+N」政策システム

現在、北京市が既に市級で、「1+N」全面改革革新政策システムを構築された。「1」は『体制メカニズムのさらなる革新、全国科学技術革新センター建設の加速に関する意見』の深い実施を指す。「N」は大学、科学研究機構、財政、税収、金融、人材、市場システム、知的財産権、工商登録、外貨管理、国際国有企業改革などの領域で発表した政策を指す

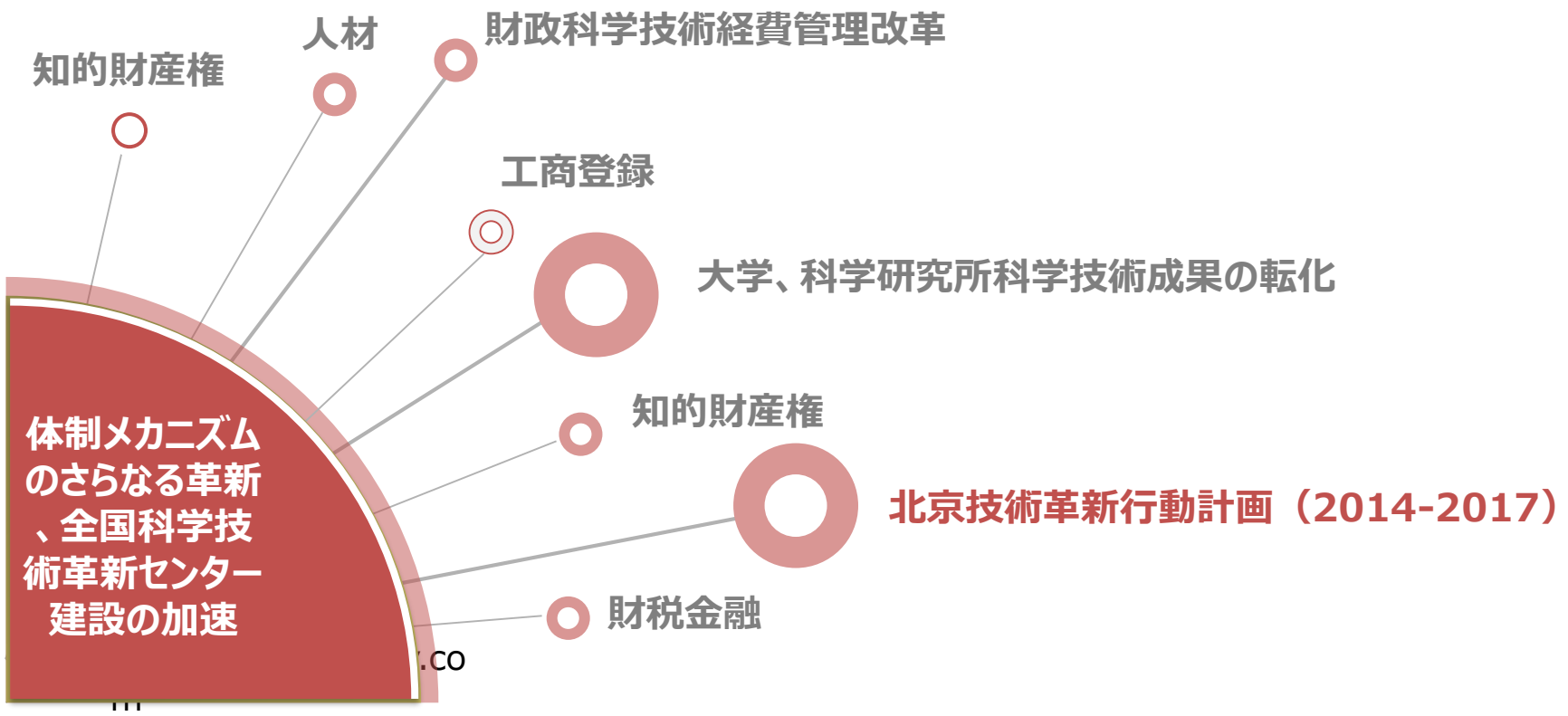

四、北京科学技術企業革新の発展に関する政策

「1+N」政策システム

『体制メカニズムのさらなる革新、全国科学技術革新センター建設の加速に関する意見』

01 北京技術革新行動計画（2014-2017）

02 北京市の科学研究機構科学技術成果転化と実用化の加速に関する若干意見（試行版）

03 北京市の企業技術革新主体地位の強化、企業革新能力の全面的な向上に関する意見

04 重点実験室認定と管理暫定規定及び工程技術研究センター認定と管理暫定規定

05 産業技術革新戦略連盟の発展加速の促進に関する意見

06 首都科学技術サービス業発展の加速に関する実施意見

07 北京市人民政府の大衆創業・万衆革新の力強い推進に関する実施意見

四、北京科学技術企業革新の発展に関する政策

重点任務

科学技術サービス業政策：研究開発、技術移転転換、検査・チェック・認証、創業自立化、知的財産権、科学技術コンサルタント、科学技術金融、科学技術普及などの専門科学技術サービス及び総合科学技術サービスを重点的に発展させ、科学技術革新と産業発展に対する科学技術サービス業のサポート能力を向上させる

政策措置

1　市場メカニズムを改善する

2　資金ルートを広げる

3　基礎サポートを強化する

4　財税サポートを増加する

5　試験的適用を推進する

四、北京科学技術企業革新の発展に関する政策

北京「設計の首都」建設発展計画の概要

2013年から2020年

基礎と成果

01 都市の歴史的文化が悠久で、深い

02 科学技術教育資源の優勢が突出している

03 設計産業の発展が著しい成果を上げている

04 国際化のレベルが絶えず上昇している

可能性と挑戦

01 国際情勢の調整が北京「設計の首都」建設に貴重なチャンスをもたらす

02 国内形勢の発展が北京「設計の首都」建設に戦略的チャンスを与える

03 新時代北京の発展傾向が「設計の首都」の建設に新たなニーズを与える

四、北京科学技術企業革新の発展に関する政策

発展目標

01

長期目標

2020年までに、北京は基本的に全国設計核心リード区及びグローバルな影響力を持つ設計革新センターを構築し、「設計の首都」が首都世界都市の重要なランドマークとなる。「北京設計」の国際的影響力が大幅に上がり、設計産業年度収入が2000億元を超え、設計ブランド認知度と革新能力が明らかに向上し、設計が都市品質の役割を突出させ、設計人材チームの建設効果を顕著に示す。

四、北京科学技術企業革新の発展に関する政策

重点任務

01 国際化工程を実施し、グローバル革新設計ネットに入る

02 産業振興工程を実施し、革新型経済の発展を推進する

03 都市品質の向上工程を実施し、市民の幸福感を増大させる

04 ブランド製造工程を実施し、「北京設計」認知度を上げる

05 人材促進工程を実施し、多層な人材グループを構築する

四、北京科学技術企業革新の発展に関する政策

首都設計向上計画

支持方向

01

設計産業革新能力の向上

1.工業設計、建築と環境設計、ビジュアルコミュニケーション設計、ファッション設計その他の新興設計領域における企業の設計サービス能力の強化、サービスモードの革新、専門化サービスレベルの向上の革新型課題を支持する。

2.新技術、新工芸、新装置、新材料、新ニーズに基づく設計応用研究を支持し、ハイエンド綜合設計サービスの転化を促進し、設計サービス領域の拡大とサービスモードの模範課題レベル向上を推進する。

3.設計領域にて重要な技術研究を支持し、新技術が設計領域で拡大・応用する模範課題を支持する。

4.新理念、新消費を導きとし、設計と製品交易の促進を支持する。将来性及び成長性が比較的に良い設計創業類課題を支持する。

02

設計及び他の産業融合発展

1.設計が産業のレベルアップをバックアップする。設計により次世代情報技術、新エネルギー、新材料、生物医薬、デジタル化製造、インテリジェントロボット、インテリジェント装置など重点領域における革新能力を高める課題を支持する。

2.設計が都市品質の向上をバックアップする。ビッグデータ、バーチャルリアリティなど先進な技術及び先進理念による居環境設計サービス、都市農村計画、エリアと建築設計、庭園設計と装飾設計等多方面に応用する課題を支持する。設計により、都市美化の向上、エコ体系及び持続可能な発展などにかなう設計理念の課題を支持する。

3.設計が市民サービスの向上をバックアップする。設計により、市民サービスレベルの向上、都市住民の精神的満足、より高いコストパフォーマンスの追求、消費体験の向上及びより多元化消費レベルアップ革新設計の課題を支持する。地域コミュニティの改善、ハイテク家具、地域型養護施設などの設計サービス、伝統な手工芸品と老舗ブランドの創意設計、旅行・スポーツ・消費類製品及び文化製品設計の課題を支持する。

4.設計が革新の突出をバックアップする。革新駆動により、各産業にて出現する重大な革新設計の課題を支持する。異業種の融合設計、インターネット＋とAI＋時代革新設計の結び付けに限らない。

四、北京科学技術企業革新の発展に関する政策

届出の主な条件

01 1.届出機関は独立法人機関で、北京での登録が一年以上、かつ不良信用記録がない。

02 2.課題が市場ニーズに適合し、革新性をもち、業界にてトップ水準をもち、設計及び関係産業発展に対する先導と模範的役割を発揮する。

03 3.課題設計成果知的財産権が明らかで、権利所属の論争が存在しない。

04 4.一つの機関が一つの課題を申請する（一つの機関が二つ或いはそれ以上の課題を申請するなら、受理しない）。

05 5.支持しない範囲：『北京市政府、新設を禁止・制限する産業一覧(2015年版)』中で禁止、制限されている関係課題。

06 6.「北京市設計革新センター」に認定されている機構、著名な投資企業の投資・融資を得た機関、設計ベンチャーキャピタル投資コンテストで優秀賞を持つ課題を優先的に支持する。

四、北京科学技術企業革新の発展に関する政策

北京市中小企業発展を支持する資金管理暫定規定

中小企業とは

法律に従い設立し、北京市に登録し、更に独立法人の資格をもち、正常に経営活動を展開する中型、小型およびマイクロ型企業を指す。企業の分類は国家関係部門の発表した分類標準に従う。

使用範囲

01 中小企業の融資環境を改善し、中小企業特に小型・マイクロ型企業の融資を支持する

02 中小企業サービスシステムの建設を支持し、サービス機関が中小企業特に小型・マイクロ型企業に対する良いサービスを提供し続けるのを先導する。

03 市級政府が承認した中小企業発展を項目を支持する。

四、北京科学技術企業革新の発展に関する政策

北京市中小企業発展を支持する資金管理暫定規定

中小企業に必要な基本条件

01 1.『北京市中小企業公共サービスモデルプラットフォームの管理規定』（京経信委発〔2017〕24号）により、北京市経済と情報化委員会の認定を受け、或いは上記の規定により建設された中小企業公共サービスプラットフォームである（新建設の項目が完成後一年以内。上記規定の要求を基本的に満たしていなければならない）。

02 2.独立法人資格と関係するサービスの資格をもち、登録地が北京市かつ成立時間が二年以上で、規範的に経営し、財務収支状況が良い機関。財務管理制度が正常で、内部管理が完備されている。三年以内に、経営、環境汚染、納税、信用などの面で法律、規定に違反する記録がない。

03 3.プラットフォーム建設項目が中小企業資金当年度の支持方向と重点に合致し、総投資額が100万元以上である。

04 4.サービス設備及び情報化改造投資が項目総投資の20%を下回らない。

05 5.届出項目が一年内に完了する項目。原則として２年を超えてはいけない。

06 6.プラットフォームの主なサービス相手が首都都市戦略定位に合致する中小企業である。

07 7.項目は承認或いは登録許可書類を提供しなければならない。環境影響評価に関連する項目は、環境保護部門が配布した環境影響評価書類の審査意見も提供しなければならない。

四、北京科学技術企業革新の発展に関する政策

北京市中小企業発展を支持する資金管理暫定規定

小型・マイクロ型企業の創業革新基地建設項目は、以下の条件を同時に満たしていなければならない。

01

1.『北京市小型・マイクロ型企業創業革新モデル基地の管理規定』（京経信委発〔2017〕25号）に基づき、北京市経済および情報化委員会の認定をもつ、或いは上記の規定標準に基づいて建設した小型・マイクロ型企業創業基地である（新設項目は完成一年以内に、上記規定の関係要求を基本的に満たしていなければならない）。

02

2.独立法人資格と関係するサービスの資格をもつ項目で、登録地が北京市、かつ成立後二年以上の機関が経営・管理し、小型・マイクロ型企業創業革新のために育成空間とサービス空間を提供する。

03

3.規範的に経営し、財務収支状況が良い、財務管理制度が正常で、内部管理が完備されている。三年以内に、経営、環境汚染、納税、信用などの面で法律、規定に違反する記録がない。

04

4.届出項目が一年内に完了する項目。原則として２年を超えてはいけない。

05

5.同等条件の基地は、以下の特徴を持つなら、優先に支持される：
１）以前の工業或いは商業団地がモデル転換・バージョンアップされ、空き工場の空間を十分に利用する基地。
２）所在地産業発展定位に合致し、主導産業が明らかで、集合度が高い基地。
３）科学研究所、業界トップ企業、創業投資機関と協力し、入駐企業に技術革新サービス、オープンソースコード、クラウドサービス及び投資融資サービスを提供できる基地。

四、北京科学技術企業革新の発展に関する政策

北京市中小企業発展を支持する資金管理暫定規定

小型・マイクロ型企業の創業革新基地建設項目は、以下の条件を同時に満たしていなければならない。

06

6.項目建設目標（或いは規模）が明らかで、検定条件を持っていなければならない。基地の新設・拡大のためには、小型・マイクロ型企業の入駐数の比率が80%より下回らない。

07

7.基地にて小型・マイクロ型企業に向けた賃貸面積と公共創業サービス用面積の和が基地延べ床総面積の50%を超える。

08

8.項目建設場所が明らかで、原則として項目場所が合法的な財産権証明を持つ。項目が賃貸場所に関連するなら、合法的な賃貸契約書をもつ、或いは政府関係部門が配布する関係証明書を持たなければならない。

09

9.項目手続きが完備されている：項目は承認或いは登録許可書類を提供しなければならない。環境影響評価に関連する項目は、環境保護部門が配布した環境影響評価書類の審査意見を提供しなければならない。更に延べ床面積の追加に関わる項目は、規画部門が配布した『規画場所選定意見』、『建設工程規画許可証』、『建築工程施工許可証』、国土資源部門が配布した項目用地予審意見などを提供する必要がある。

10

10.項目投資内容が明らかで、合理かつ項目建設内容と合わなければならない。項目投資は以下の要求にかなう必要がある。
１）延べ床面積を追加する建設項目は、中小企業支援のためのサービス面積と設備投資が項目総投資額の10%以上である。
２）延べ床面積を追加しない建設項目は、サービス設備と情報化改造の投資は項目総投資額の20%以上である。

四、北京科学技術企業革新の発展に関する政策

中小企業への融資・投資環境の改善

01

1.積極的に中・小・マイクロ企業に企業集合性債券、集合性信託、私募債券、融資レンタルなどの融資サービスを提供し、積極的に融資製品とサービス革新を展開する。尚且つ、課金標準が市場課金標準より高くない金融サービス機関にふさわしい奨励を与える。一つの金融サービス機関の取得奨励資金が年毎に500万元を超えてはいけない。

02

2.小型・マイクロ型企業の融資担保業務を展開する担保機関、再担保機関にふさわしい奨励を与える。一つの担保機関、再担保機関の取得奨励資金が年毎に1000万元を超えてはいけない。

03

3.中小企業発展基金管理機関、協力機関にふさわしい奨励を与える。年度効果評価の奨励条件にかなう機関に対し、年毎に奨励金額は200万元を超えてはいけない。

四、北京科学技術企業革新の発展に関する政策

中小企業サービスシステム建設について

01

1.中小企業公共サービスプラットフォーム、小型・マイクロ型企業の創業・革新基地建設を支持する。建設項目投資額に基づき、相当な比率の資金手当を与える。その中で、場所、インフラの手当金額は、項目総投資の10%を超えてはいけない。サービス設備、情報化改造部分の手当金額は、項目総投資の30%を超えてはいけない。一つの項目支持金額は500万元を超えてはいけない。

02

2.小型・マイクロ型企業創業革新もでる基地、中小企業公共サービスモデルプラットフォーム及び北京市中小企業公共サービスプラットフォームネット窓口のサービス効果及び関係仕事状況に対し、年度評価を実施し、条件にかなう機関から優秀なものを選択し、奨励する。一つの機関の年毎の取得奨励金額は、100万元を超えてはいけない。

03

3.第三者サービス機関が中小企業に対し、創業指導、技術支持、検査・チェック、実験検証、情報化サービス、コンサルタントサービス、訓練サービス、知的財産権サービス、市場開拓などの専門サービスを提供するのを支持する。サービス効果評価に基づき、審議・検定し、条件にかなう機関から優秀なものを選択し、奨励する。一つの機関の年毎の取得奨励金額は、100万元を超えてはいけない。

04

4.北京市政府購入サービスリストの関係規定に基づき、政府がサービスを購入する方式で、第三者機関に仕事を委託する。資金限度金額は、項目契約書金額により定められる。規定に従い入札を募る。規定にかなう機関は、規定に従い入札する。

05

5.北京市中小企業公共サービスプラットフォームネットの市級中心プラットフォームの建設と運営を支持する。

五、版権保護とサービス環境

1、版権保護法律法規

01 『刑法』第五章　第七節　知的財産権の侵犯罪

02 『民法通則』第五章　第一百二十三条
民事主体は、法律に基づき知的財産権を持つ

03 『著作権法』

04 『著作権法実施条例』

05 『コンピュータソフトウェア保護条例』

1、版権保護法律法規

06 『著作権集団管理条例』

07 『情報ネット伝達権保護条例』

08 『国際著作権条約実施の規定』

09 『世界版権公約』中国は1992年7月30日に『世界版権公約』に加入する公式書類を提出し、同年10月30日、中国に対し有効となる。

10 『ベルヌ条約』1992年10月15日、中国は同条約の加盟国になった。

2、版権抵当融資

版権抵当融資サービスが文化金融業務の発展を促す。

01 資質が優良な文化企業のため、著作権担保融資という新たなルートを増やすことができる。

02 文化企業のアセットライトという特徴に対し、銀行側に著作権担保融資の比例を高め、利率を下げることを促進する。

03 深く整合し、ローンの周期を四ヶ月から二ヶ月に短縮する。

04 総合融資コストは、8%-10%から6%に下げる

2、著作権担保融資

四つの核心となる特徴：

迅速な貸し付け——フローと審査標準の面で貸付金融機関とよく疎通し、出資側、融資方案の作成、貸付の流れという三つの段階をマッチングさせることでスピードを上げる。理想的な状況では、二ヶ月以内で貸し出すことができる。

低コスト——必要な著作権登録及び抵当登録の手続きは、直接登録機関と連絡を取り、プラットフォームと金融機関、評価担保機関と交渉することで、中間の必要でない段階を取り除き、情報の不釣り合いにより浪費された代理費用と業務時間を節約する。

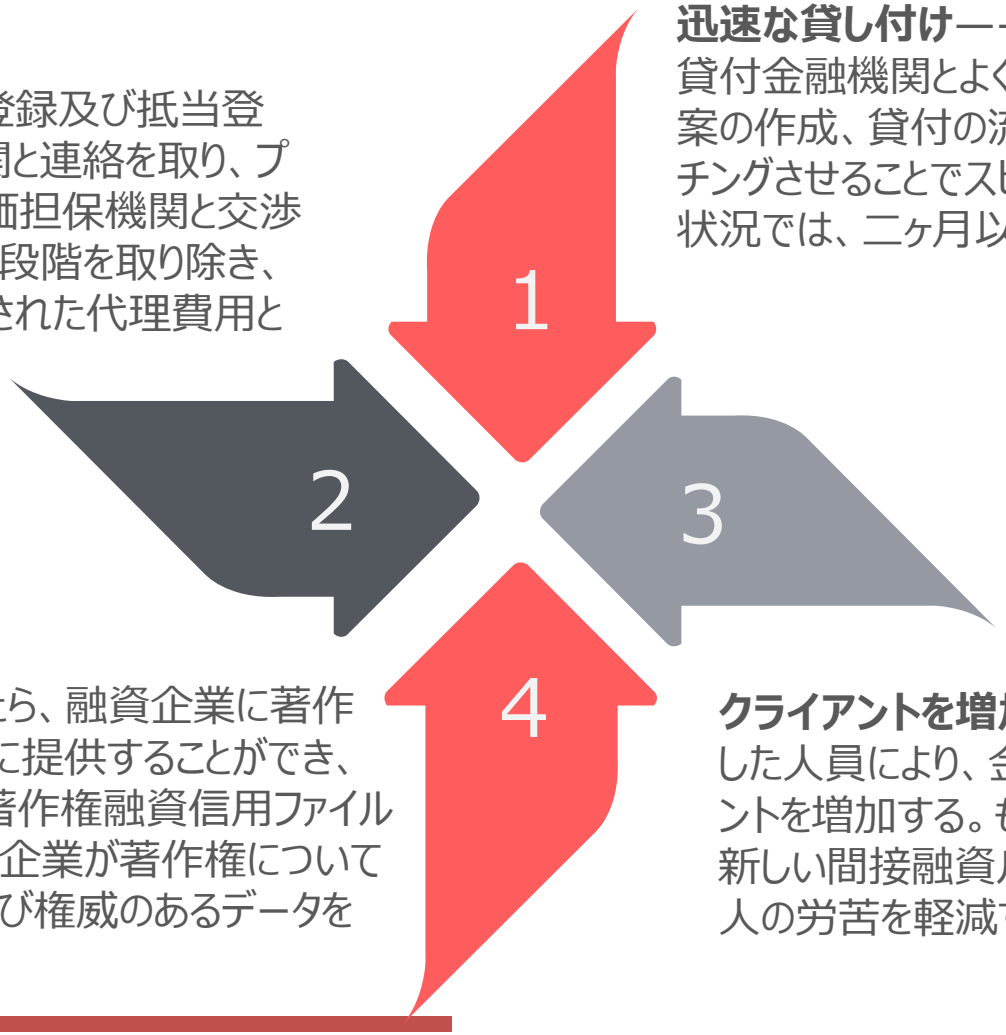

付加価値——業務が成功したら、融資企業に著作権融資顧問サービスを持続的に提供することができ、国家級著作権登録機関にて著作権融資信用ファイルを作成する。金融機関のため、企業が著作権についてのローン信用情報収集記録及び権威のあるデータを提供する。

クライアントを増加する——一方では、著作権登録した人員により、金融機関にとって価値のあるクライアントを増加する。もう一方では、文化企業のため全く新しい間接融資ルートを提供し、また最大限に借受人の労苦を軽減する。

3、ネットワーク著作権保護サービス環境

サービスについての紹介：

インターネットで伝播されている大量のビデオ、オーディオ、文字、ゲームなどの各種作品についてモニタリングを行う。中国著作権保護センターはプロの法律識者を持ち、依頼人からの授権により、著作権侵害の疑いがあるサイトへ関連内容を削除する通知書を発送する。サイトが関連リンクを削除する状況をトレースし、海賊版が即刻かつ徹底的に削除されることを確認する。

メリットと特徴：

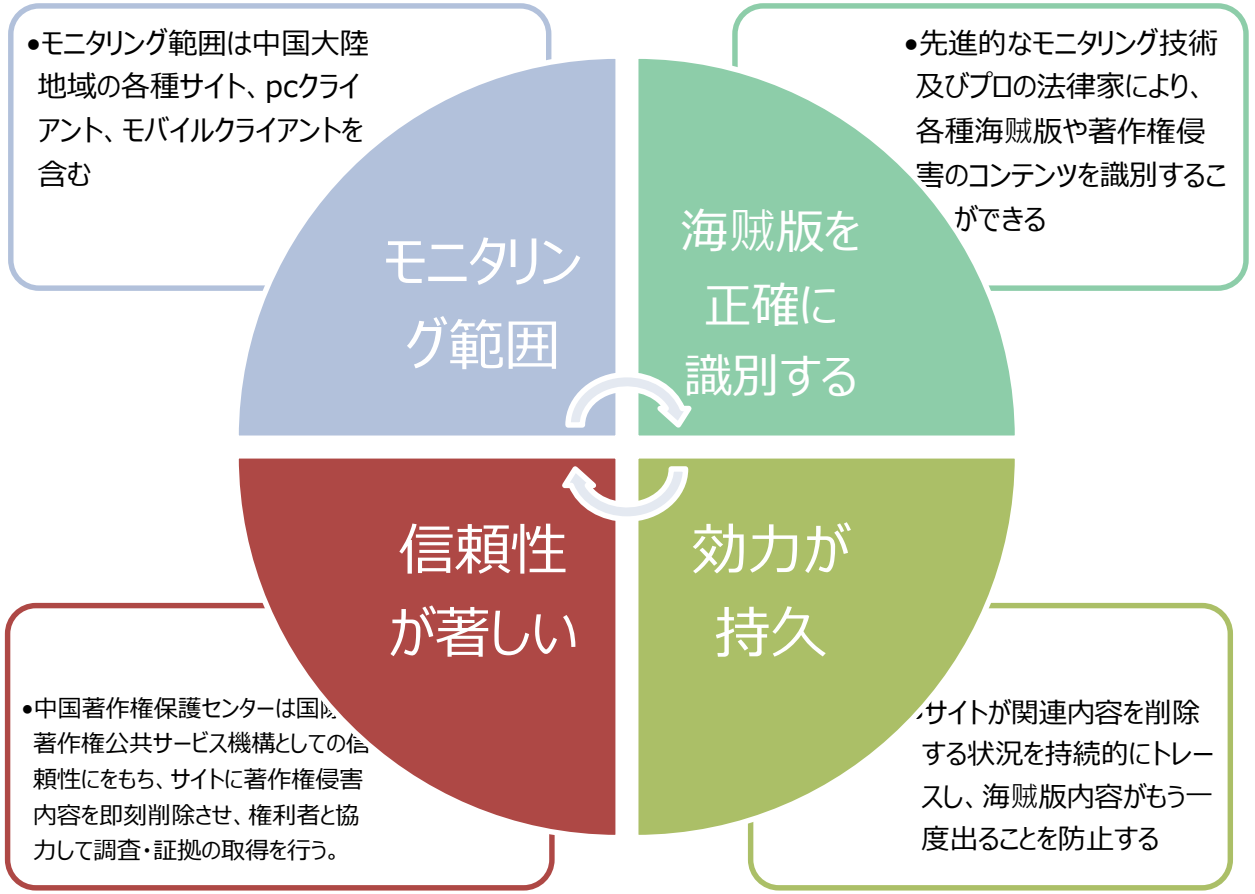

六、著作権登録マニュアル

1、ソフトウェア著作権の申告条件

01

著作権利者が外国人である場合、パスポートのコピー、及び中国語への訳文を提出する必要がある。中国語の訳本には、翻訳者のサインと捺印が必要である。

02

著作権利者が外国法人及びその他の組織である場合、申請人が法律に基づき登録しており、また法人資格保有を証明する法律証明文書を提出する必要がある。その証明文書は、中国大使館による認証と、当地の公証機構による公証があって有効とされる。申請時は、公証または認証の証明文書の原本を提出する必要がある。
現在、外国法人が所在する国家・地域の違いにより、提出される法人証明文書の内容やフォーマットが異なる。しかし、文書中には少なくとも以下の基本情報を含むべきである：
1、法人名称
2、法人登録日
3、登録地
4、登録証明番号
5、証明文書の有効期間など。

03

以上の身分証明文書及び登録に関連する他の証明文書（例：契約書または協議等証明文書）は外国語により書かれたものであるため、正規翻訳会社による中国語への翻訳、尚且つ翻訳会社の社印を捺印した中国語訳本の原本も提出する必要がある。

2、ソフトウェア著作権の登録

01

手続きの流れ：申請書の記入→申請文書の提出→登録機構が申請を受理→審査→登録証明証の取得

注釈：すでに登録されたソフトウェア著作権が継承（譲渡、相続または継承）された場合、権利の継承側は著作権を登録時、まずソフトウェア著作権登録についての状況を調べておく必要がある。

02

手続き期限：ソフトウェア著作権登録の申請受理から30営業日以内
ソフトウェア著作権登録に必要な文書：ソフトウェア著作権登録申請書、ソフトウェアの鑑別資料、申請人の身分証明書、連絡先の身分証明書及び関連する証明文書各一部ずつ。登録窓口にて手続きする場合、手続きする当人の身分証明書原本を提出する必要がある。提出しないなら取り扱い不可。

03

ソフトウェア著作権登録審査の流れ：受理、審査、登録という三つの段階がある。
料金基準：2017年4月1日より、中国著作権保護センターはソフトウェア著作権登録の料金徴収を停止している。
登録機関：中国著作権保護センター。国家著作権局により認定された唯一のソフトウェア著作権登録機関であり、全国のソフトウェア著作権登録についての業務を請け負っている。
公式サイト：**www.ccopyright.com.cn**

3、ソフトウェア著作権の登録数

2017年、中国のソフトウェア著作権登録数は70万件を超えた。中国著作権保護センターが公表した2017年ソフトウェア登録状況についての統計データによると、2017年12月25日時点で、2017年中国は72万9874件のソフトウェア著作権を登録した。前年比85%の増加。登録数は2016年より30万件余り増え、中国ソフトウェア著作権登録の記録を更新した。
2017年4月1日にソフトウェアの登録料金を廃止して以降、登録申請者の経済的負担は軽減し、中国のソフトウェア著作権利者の登録意欲を大いに促進した。ソフトウェアの登録数は料金廃止前に比べ著しく増加した。

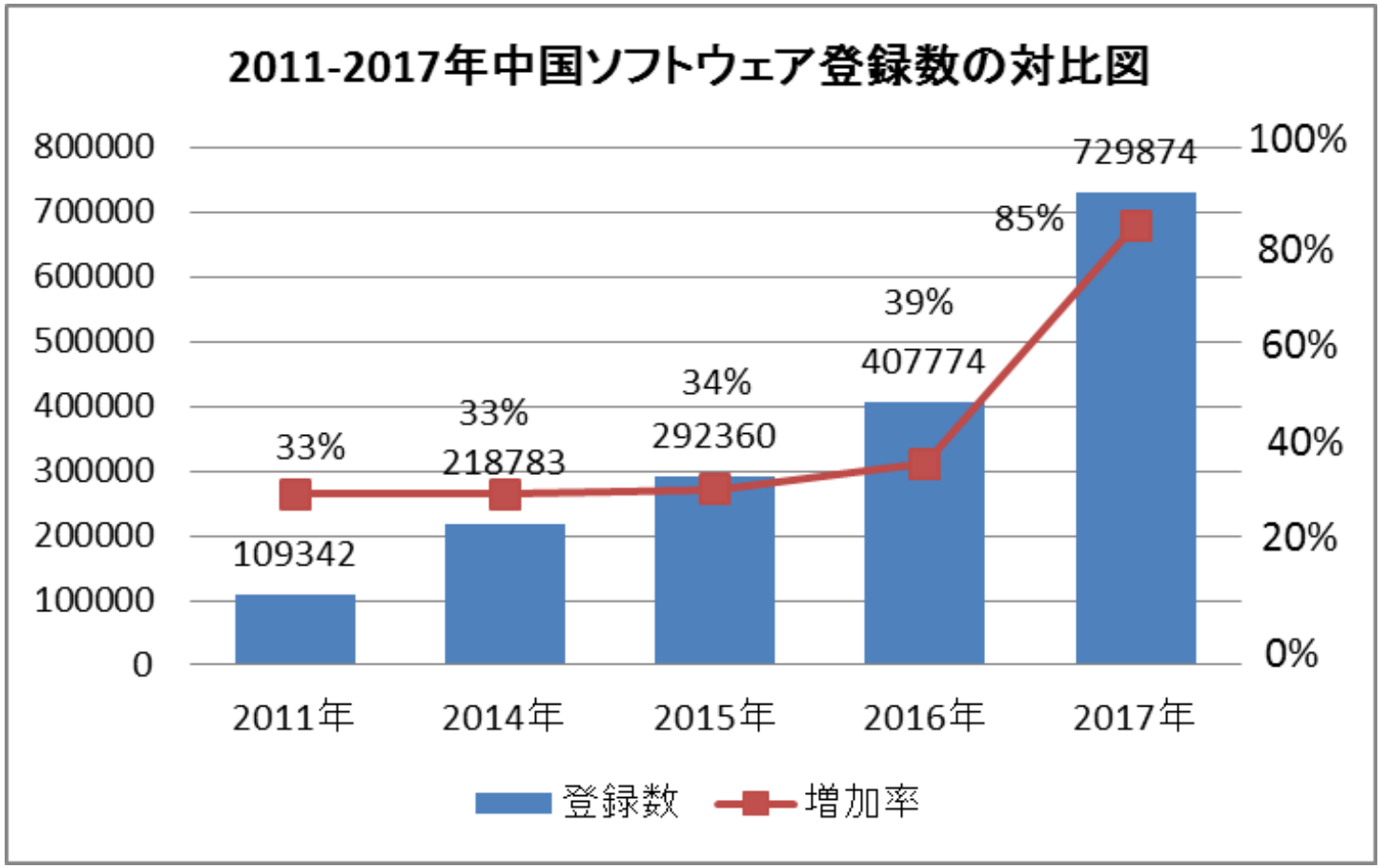

4、作品著作権登録

01

作品著作権登録の流れ

- 新規登録
  - サイトを開く
  - 実名で登録し、アカウントとパスワードを取得する
- オンライン申請
  - 登録のタイプを選択し、オンラインで申請書を作成
  - 登録申請書を印刷し、サインと捺印をする
  - 申請材料を郵送するか、登録窓口で申請する
- 申請受理
  - 登録材料を審査し、要求に満たない材料の補充または修正を求める
  - 審査合格後、費用を確認し、料金を通知する
  - 申請人は料金を支払い、領収証を受け取る
- 受理の通知
  - 申請人は受理通知書を受け取る
- 審査
  - 初回登録申請審査
    - 材料が揃っている
      - 二次審査
    - 材料が揃っていない
      - 補充と修正を通知する
      - 材料が揃っている
      - 二次審査
- 証書の発行
  - 証書の制作、発行
  - ウェブサイトにて公表

5、作品著作権登録

02

作品著作権登録申請時に提出が必要な材料：

（1）『作品著作権登録の申請書』
（2）申請人の身分証明書のコピー
（3）権利帰属の証明文書
（4）作品のサンプル（ペーパー形式または電子ファイル形式で提出することができる）
（5）作品説明書（創作の目的、創作過程、作品の独創性という三つの方面から書いてください。申請人のサインと捺印、またサイン捺印の日付も書いてください。）
（6）他者に申請を委託する場合、代理人は申請人の授権書（代理委託書）及び代理人の身分証明書のコピーを提出する必要がある。

03

料金基準：分類により料金は異なる。費用の詳細は公式サイトで調べることができる

登録機関：中国著作権保護センター。国家著作権局により認定された唯一のソフトウェア著作権登録機関であり、全国のソフトウェア著作権登録についての業務を請け負っている。
公式サイト：**www.ccopyright.com.cn**

七、商標登録

1、商標登録の申請に関する注意点

- 外国人または外国企業が中国で商標登録を申請する場合、所属国と中華人民共和国が結んだ契約書または共同で参加した国際条約に基づいて取り扱う。または相互主義の原則に基づいて取り扱う。
- 外国人または外国企業が中国で商標登録を申請したり、商標に関わる他の事柄を処理する場合、法律にそって設立された商標代理機構に依頼する必要がある。
- ただし、中国に常住の場所あるいは営業所がある外国人または外国企業を除く。

2、商標登録の流れ

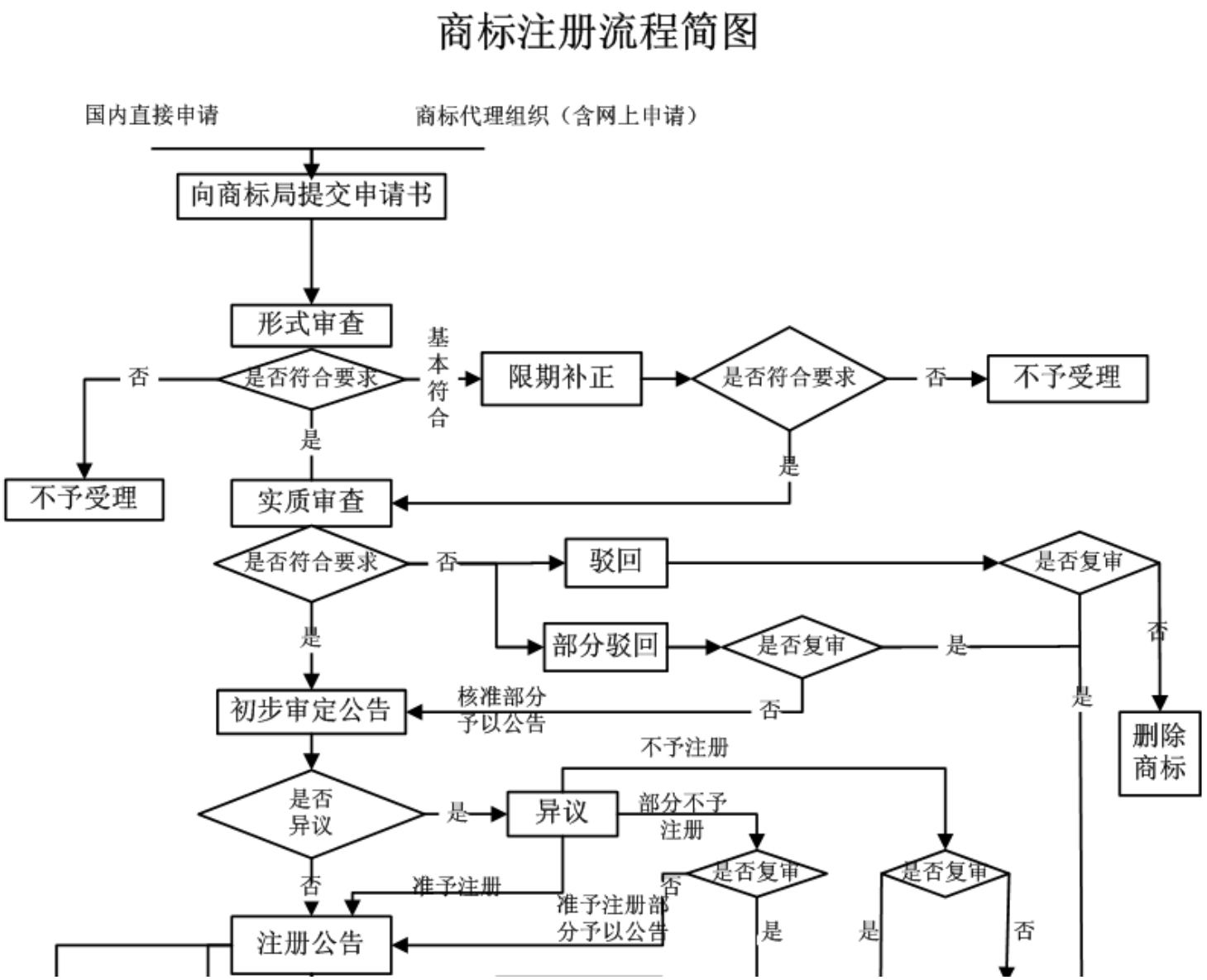
商标注册流程简图
国内直接申请
商标代理组织（含网上申请）
向商标局提交申请书
形式审查
是否符合要求
否
不予受理
是
基本符合
限期补正
是否符合要求
否
不予受理
是
实质审查
是否符合要求
否
驳回
是否复审
是
部分驳回
是否复审
是
否
删除商标
是
初步审定公告
核准部分予以公告
否
是否异议
是
异议
不予注册
部分不予注册
是否复审
否
是否复审
是
是
否
准予注册
准予注册部分予以公告
注册公告

2、商標登録の流れ

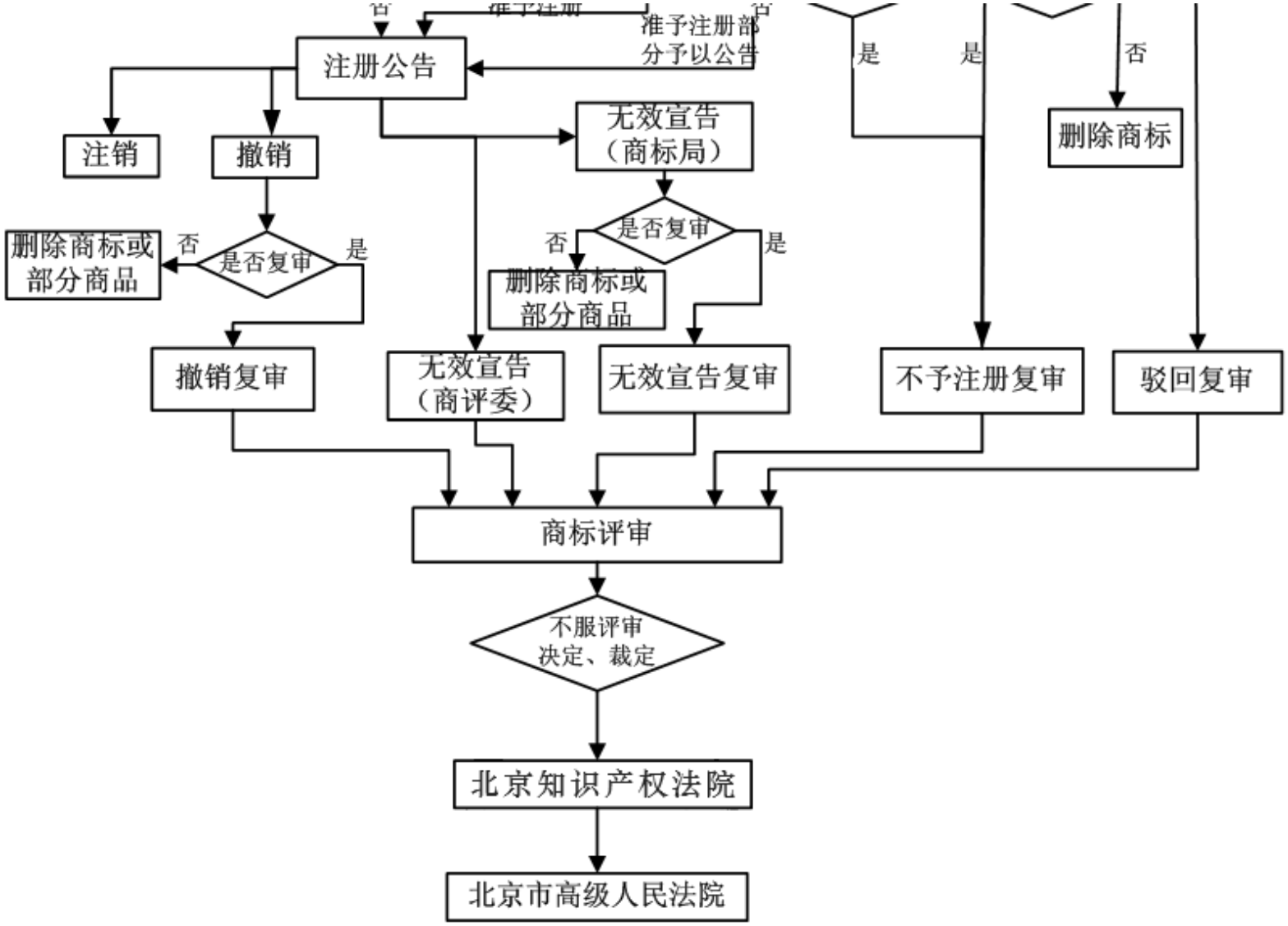
注册公告
准予注册部分予以公告
注销
撤销
无效宣告（商标局）
删除商标
是否复审
删除商标或部分商品
否
是
撤销复审
无效宣告（商评委）
无效宣告复审
不予注册复审
驳回复审
商标评审
不服评审决定、裁定
北京知识产权法院
北京市高级人民法院

八、中外協力出版経営の注意事項

1、輸入経営についての審査事項

輸入する出版物リストの申告を認可

基準根拠：『出版管理条例』（国務院令第594号）第四十六条

許可条件：『出版管理条例』の規定に合致すること

許可の手順：出版物を輸入する会社は、輸入前に予定する出版物の目録を省級以上の人民政府出版行政主管部門に申告する

審査期間：すべての申請材料を提出した日から5営業日

提出資料：
1、出版物を輸入する会社が省級以上の人民政府出版行政主管部門に申告する文書
2、輸入される出版物のリストについての監察報告書
3、出版物のリストなどの関連情報。
4、提出する必要がある他の関連材料。

認定機構の公式サイト：中華人民共和国国家新聞出版広電総局http://www.sapprft.gov.cn/sapprft/

2、共同出版についての審査事項

中外共同プロジェクトによる出版の審査

基準根拠：『保留が確実に必要である行政審査・認可プロジェクトに対する行政許可の設定に係る国務院の決定』（国務院令第412号）

許可条件：「出版管理条例と定期刊行物の出版管理規定に合致する科学技術類の定期刊行物」を出版する機構

許可手順：　一、中央級の定期刊行物出版機構

1、定期刊行物の主催機構が主管部門に申告する

2、定期刊行物の主管部門が国家新聞出版行政主管部門に申告する。

二、地方級の定期刊行物出版機構

1、定期刊行物の主催機構が主管部門に申告する。

2、主管機関が省級新聞出版行政部門に申告する。

3、省級新聞出版行政部門が国家新聞出版行政主管部門に申告する。

2、共同出版についての審査事項

審査期間：　すべての申請材料を提出した日から5営業日

提出資料：　一、中外共同プロジェクトによる中央級定期刊行物出版の申告に対する審査
1、定期刊行物の主管部門が国家新聞出版広電総局に提出した申告文書
2、定期刊行物の主催機構が主管部門に提出した申告文書
3、共同機構すべてがサインしたプロジェクトの協議書または契約書
4、国内外定期刊行物についての紹介と国内定期刊行物の営業許可証
5、プロジェクトを共同する中外両方が最近出版した刊行物のサンプル

二、中外共同プロジェクトによる地方級定期刊行物出版の申告に対する審査
1、所在地の省級出版行政管理部門が国家新聞出版広電総局に提出した申告文書
2、定期刊行物の主管部門が所在地の省級出版行政管理部門に提出した申告文書
3、定期刊行物の主催機構が主管部門に提出した申告文書
4、共同機構すべてがサインしたプロジェクトの協議書または契約書
5、国内外定期刊行物についての紹介と国内定期刊行物の営業許可証
6、プロジェクトを共同する中外両方が最近出版した刊行物のサンプル

認定機構の公式サイト：中華人民共和国国家新聞出版広電総局http://www.sapprft.gov.cn/sapprft/

3、その他の審査事項

外国の新聞出版機構が中国で事務所を設立することに関する審査

基準根拠：　『保留が確実に必要である行政審査・認可プロジェクトに対する行政許可の設定に係る国務院の決定』（国務院令第412号）
『外国メディアの中国事務所設立審査と管理を強化することに関する通知』（1995年9月14日［95］国新辦発文4号）

許可条件：　外国のメディア（外国と香港、マカオ、台湾地区の新聞社、定期刊行物の出版社、オーディオメディア出版社、電子出版物などの出版機構を含む）は、中国にて代理機構または編集部を設立することを禁止されている。事務所を設立する必要が確かにある場合、審査に合格かつ登録後、業務を展開することができる。

許可手順：　外国の新聞出版機構が事務所を設立する所在地の省級出版行政主管部門に申請する。省級出版行政主管部門による審査に合格した後、国家新聞出版広電総局と国務院新聞辦公室により審査する。

審査期間：　すべての申請資料を提出した日から60営業日

認定機構の公式サイト：　中華人民共和国国家新聞出版広電総局http://www.sapprft.gov.cn/sapprft/

3、その他の審査事項

提出資料：

1、所在地の省級出版行政主管部門が国家新聞出版広電総局に提出した申告文書

2、事務所を設立する所在地の省、自治区、直轄市政府の新聞辦公室が出した審査意見

3、外国新聞出版機構の主要責任者の署名がある省級出版行政主管部門に提出した申告文書

4、外国出版機構の資質を証明できる文書

5、『外国新聞出版機構が中国に事務所を設立する申請書』

6、設立される事務所の責任者の勤務証明書、履歴書及び身分証明書

7、設立される事務所の従業員の身分証明書及び関連する職業資格証明文書（コピー）

8、事務所を設立する場所の使用証明文書のコピー（賃貸契約書または所有権の証明書）

9、『出版物輸入経営機構の基本情報登録表』

*外国出版機構が中国にて設立した事務所が変更または延期する場合、事務所設立時と同様の材料を提出する。延期を申請する際は、中国で営業期間中の業務内容に関する説明も提出する必要がある。以上の材料が中国語ではない場合、国家が批准した公証機関または中国対外翻訳出版有限会社により中国語へ翻訳し、それを外国語の文書とともに提出する必要がある。

THANKS